

ご活用ください！安全・安心・住まいの助成制度

## 住宅の耐震・浸水・防犯対策費用の一部を助成します

必ず工事の契約前に申請書を提出してください。

### ■耐震対策

昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築確認を受けて建築した 2 階建て以下の木造戸建て住宅が対象です。

\* 必ず、ステップ 1 から申請してください。

ステップ 1 (耐震診断)	建築士による、耐震改修などの必要性の判定を目的とした耐震診断を実施
ステップ 2 (耐震改修計画)	耐震診断をより精密に行い、耐震補強計画を作成 *ステップ 1 で耐震性が不十分と診断された住宅が対象
ステップ 3 (耐震改修)	ステップ 2 の耐震改修計画に基づいた設計、耐震改修工事を実施

### ■浸水対策

#### 【防水板設置工事】

住宅への浸水を防ぐため、門扉や住宅の出入り口などに防水板を設置する工事

#### 【住宅かさ上げ工事】

過去に床上浸水の被害を受けた住宅のかさ上げ工事

### ■防犯対策

補助錠、防犯フィルム、防犯ガラス、窓格子、防犯カメラ取り付けなどの防犯改修工事

### ■助成金の額

	対策名	助成率	限度額
耐震対策	耐震診断	15 / 16	30,000 円
	耐震改修計画	1 / 3	100,000 円
	耐震改修	1 / 3	300,000 円
浸水対策	防水板設置工事	3 / 4	300,000 円
	住宅かさ上げ工事	3 / 4	3,000,000 円
防犯対策	軽微な取り付け工事	1 / 3	10,000 円
	防犯改修工事	1 / 3	50,000 円

\*助成を受けるためには要件があります。また、工事を施工できる事業者が指定されています。詳細は問い合わせてください。

問合せ 都市政策課住政策推進室 内線 436

子育て世代の方へ禁煙外来治療費の一部を助成します

## こどもを守る禁煙チャレンジ助成金

未来を担う子どもたちを受動喫煙から守るために、子育て世代の方へ禁煙外来治療費の一部を助成します。この機会に、禁煙にチャレンジしてみませんか。

**助成対象者** 次のすべてに該当する市民の方

- 18 歳以下の子どもまたは妊婦と同居し、禁煙を希望している
- 令和 2 年 4 月 1 日以降に禁煙外来治療を開始し、治療を終了した
- 本事業の助成金の交付を受けたことがない
- \* 治療を自己中断した場合は、助成の対象外となるため、状況を医療機関に確認する場合があります。

### 助成額

上限 10,000 円（禁煙外来治療に要した自己負担額の 2 分の 1） \*後日、指定の口座に振り込みます。

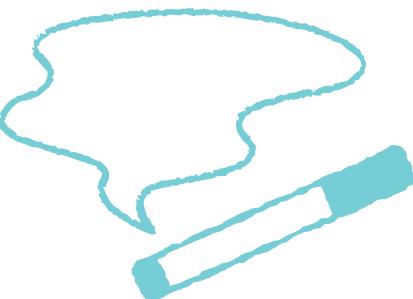
### 助成対象となる医療機関

禁煙外来を行う市内医療機関など（20 か所）  
\*日立市健康カレンダーおよび市のホームページに医療機関一覧を掲載しています。

### 申請方法

医療機関での禁煙治療終了後、申請書（健康づくり推進課の窓口にあるほか、市のホームページからダウンロードできます）に次の書類を添えて、直接か郵送で、健康づくり推進課 〒 317-0065 助川町 1-15-15 TEL 21-3300 IP 050-5528-5180 へ

- 禁煙外来に要した医療費及び薬剤費の領収書と明細書
- 申請者名義の口座の通帳の写し
- 母子健康手帳の写し \*妊婦と同居している場合



# 後期高齢者医療制度加入者の 人間ドック・脳ドックの費用を助成します

## 対象 次の要件を全て満たす方

- 人間ドック・脳ドックの受診日に、後期高齢者医療制度に加入している
  - 受診日に、日立市に住民票がある。または日立市から住所地特例の適用を受けている
  - 申請時に、後期高齢者医療保険料の未納がない
  - 人間ドック・脳ドックを受診した日の属する年の4月1日から翌年3月31日の間に市が実施する後期高齢者の健康診査（集団健診、医療機関健診）を受診しない
  - 脳ドックについては、前回助成された受診日から3年を経過している
  - 過去5年間に受診したが、まだ助成を受けていない
- 助成金額** 17,000円を限度（限度額に満たない場合はその費用の額） \*助成は、4月から翌年3月の間に受診した方1人につき、人間ドックか脳ドック

のいずれか1回限り。

**申請期間** 受診日から5年以内 \*令和3年度からは受診年度のみ対象となります。過去5年の間に助成を受けていない年度の申請は令和2年度中に行ってください。

## 申請方法

- ①ご自身で医療機関を選び、人間ドックまたは脳ドックを受診（市外、県外の医療機関でも対象となります）
- ②人間ドック・脳ドックの費用を医療機関に支払う
- ③国民健康保険課か各支所に、次のものを持参し申請

## 申請に必要なもの

- ◆領収書の原本（氏名及び受診したドックの区分の記載のあるもの） ◆後期高齢者医療被保険者証
- ◆預金通帳 ◆はんこ（シャチハタ不可）

**問合せ** 国民健康保険課 内線204

# 介護保険のサービスをご案内します

## 【介護保険で福祉用具購入、住宅改修ができます】

要介護・要支援認定を受けている方を対象に、福祉用具購入費や住宅改修費の一部を保険給付しています。申請に必要な書類などがありますので、必ず購入前、工事前に介護保険課または担当のケアマネジャーにご相談ください。

**《福祉用具購入》** 福祉用具販売事業所として指定を受けた事業所で購入した場合に限り、購入費（100,000円限度）の9割、8割または7割が保険給付されます。

## ■対象となる福祉用具

①腰掛け便座 ②入浴補助用具 ③簡易浴槽 ④移動用リフトのつり具の部分 ⑤自動排泄処理装置の交換可能部品

**《住宅改修》** 工事開始前に届け出て審査を受けます。認められた場合、工事終了後に改修費（200,000円限度）の9割、8割または7割が保険給付されます。

## ■対象となる住宅改修

①手すりの取り付け ②段差の解消 ③床材などの変更 ④扉の取り替え ⑤洋式便器への取り替えなど  
⑥その他①～⑤に付帯して必要となる工事

## 【日立市独自の介護保険サービス】

利用を希望する方は、介護保険課または担当のケアマネジャーにご相談ください。

**《緊急短期入所サービス》** 日常、要支援・要介護認定を受けた方の介護をしている方が、病気や事故、冠婚葬祭などの緊急の理由により介護できない場合に、介護保険の支給限度額とは別枠で短期入所サービスを利用できます。利用できる日数は、認定有効期間6か月当たり7日までです。利用する施設に直接お申し込みください。

**《在宅復帰支援サービス》** 要介護1～5の認定を受けた方で、施設や病院などに入所・入院されているかたが、在宅復帰を目指し一時帰宅（外泊・外出）する場合に、訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、福祉用具貸与を利用できるサービスです。年間120,000円の支給限度額の範囲であれば、上記サービスの組み合わせや回数などに制限はありません。

**問合せ** 介護保険課 内線216

